

総合評価落札方式の試行について（工事实績重視型）

1 総合評価落札方式とは

総合評価落札方式とは、公共工事の品質を高めるために、施工能力、過去の工事实績、工事成績等、価格に加えて価格以外の要素も含めて総合的に評価する落札方式です。

2 試行対象工事について

原則として、下記工事のうち総合評価落札方式による発注が望ましいと判断する工事において実施します。

土木一式（6,000万円以上）	建築一式（6,000万円以上）
管（1,500万円以上）	舗装（1,500万円以上）

3 入札方法について

事後審査型条件付一般競争入札（総合評価落札方式）により発注します。
入札書と積算内訳書は郵便入札とします。
価格以外の評価に関する資料は、調達契約課へ持参していただきます。

4 落札者決定基準について

価格点（80点満点）と価格以外の評価点（20点満点）を合計した点数が最も高い者を落札者（落札候補者）とします。

総合評価点（100点満点）＝価格点（80点満点）＋価格以外の評価点（20点満点）

- ※ 総合評価点：価格その他の条件に基づいて総合的に算定した評価点
- 価格点：入札価格に基づいて算定する評価点
- 価格以外の評価点：施工能力等に基づいて算定する評価点

5 価格以外の評価点に係る評価項目について

下記の評価項目を基準に、個々の工事内容に応じて評価内容等を設定します。

【評価項目及び配点】

評価項目	評価の内容	
工事成績 (4点)	過去5年間に津市から受注した、当該業種のAランクの工事成績平均点による評価	
工事实績 (2点)	過去10年間に官公庁等から受注した、当該工事と同種・同規模工事の元請実績件数による評価	
社会貢献 (0.5点)	障がい者雇用の実績の有無による評価	
	労働安全衛生マネジメント認証の有無による評価	
地域貢献 (1.5点)	自社又は1次下請けにおける市内本店業者施工率による評価	
他工事の 受注状況 (3点)	手持ち工事量 (2点)	契約中の公共工事件数と当該業種における1級及び2級技術者数との比率による評価
	当該年度において津市から受注した当該業種の工事件数による評価(1点)	
配置予定 技術者 (8点)	過去5年間に津市から受注した、配置予定技術者における当該業種のAランクの工事成績平均点による評価(4点)	
	過去10年間に官公庁等から受注した、当該工事と同種・同規模工事における配置予定技術者の施工実績件数による評価(2点)	
	配置予定技術者における、過去1年間のCPDの合計取得単位数(1点)	
	若年技術者(45歳以下)の配置(1点)	
その他 (1点)	建設キャリアアップシステムへの事業者登録の有無及び運用(当該工事の登録及びカードリーダー設置)による評価	

※評価項目等の詳細については個別公告ごとに表記させていただきます。

※以上の評価項目の設定及び配点については、「三重県公共工事等総合評価意見聴取会」に意見を求めます。

6 価格点の算出方法について

(入札価格 > 低入札価格の場合)

$$\text{価格点} = 80 \text{点} \times \frac{\text{失格価格}}{\text{失格価格} + (\text{低入札価格} - \text{失格価格}) / 10 + (\text{入札価格} - \text{低入札価格})}$$

(入札価格 ≤ 低入札価格の場合)

$$\text{価格点} = 80 \text{点} \times \frac{\text{失格価格}}{\text{失格価格} + (\text{入札価格} - \text{失格価格}) / 10}$$

※失格価格とは、失格基準価格

低入札価格とは、低入札価格調査基準価格のことです。

※価格点は、小数点第6位以下を切り捨て、小数点第5位まで表示します。

7 落札者の決定方法

(例) 予定価格	= 1 億円
低入札価格調査基準価格	= 9, 100 万円
失格基準価格	= 8, 650 万円

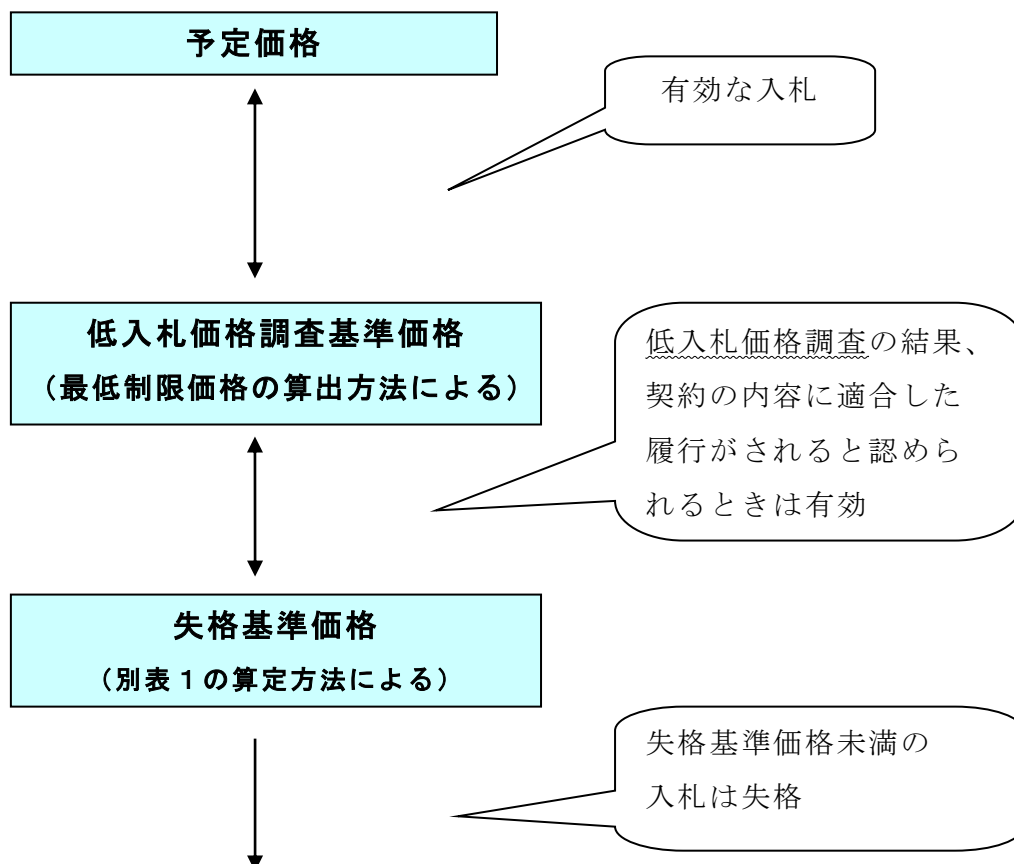
	A社	B社	C社
入札価格	9,500万円	9,100万円	8,700万円
価格点 (80点満点)	76.08576点	79.58596点	79.95378点
価格以外の評価点 (20点満点)	14点	17点	12点
総合評価点 (100点満点) (価格点 + 価格以外の評価点)	90.08576点	96.58596点	91.95378点
順位	3	1	2
落札者		○	

8 低入札価格調査基準価格について

津市では総合評価落札方式において、一定の価格を下回る入札については、契約の内容に適合した履行が確保できないおそれがあるものとして低入札価格調査基準価格（最低制限価格の算出方法による）を設定します。総合評価点が最も高い者の入札価格が低入札価格調査基準価格を下回っていた場合は、低入札価格調査を実施し、調査の結果、落札（候補）者とならない場合があります。

9 失格基準価格について

津市では総合評価落札方式において、一定の価格を下回る入札については、契約の内容に適合した履行が確保できない蓋然性が高いものとして失格基準価格（別表1の算定方法による（1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。））を設定します。失格基準価格未満の場合は、総合評価点の算出は行わず失格とします。



別表1 (失格基準価格の算定方法)

区分	算定方法
土木工事等	直接工事費×0.95+共通仮設費×0.85+現場管理費×0.8+一般管理費×0.45
建築工事等	(直接工事費×90%)×0.95+共通仮設費×0.85+(現場管理費+直接工事費×10%)×0.8+一般管理費×0.45

10 低入札価格調査について

総合評価点が最も高い者の入札価格が低入札価格調査基準価格を下回っていた場合は、低入札価格調査を実施します。

低入札価格調査は「津市低入札価格調査試行要領」及び「津市低入札価格調査マニュアル」に基づいて実施しますが、その概要は次ページのとおりです。

なお、概要に記載の積算内訳書に係る判断基準は次のとおりです。

入札時に提出される積算内訳書において、別表2に掲げる全ての費目について、それぞれ発注者の設計金額に同表に掲げる割合を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)以上であること。

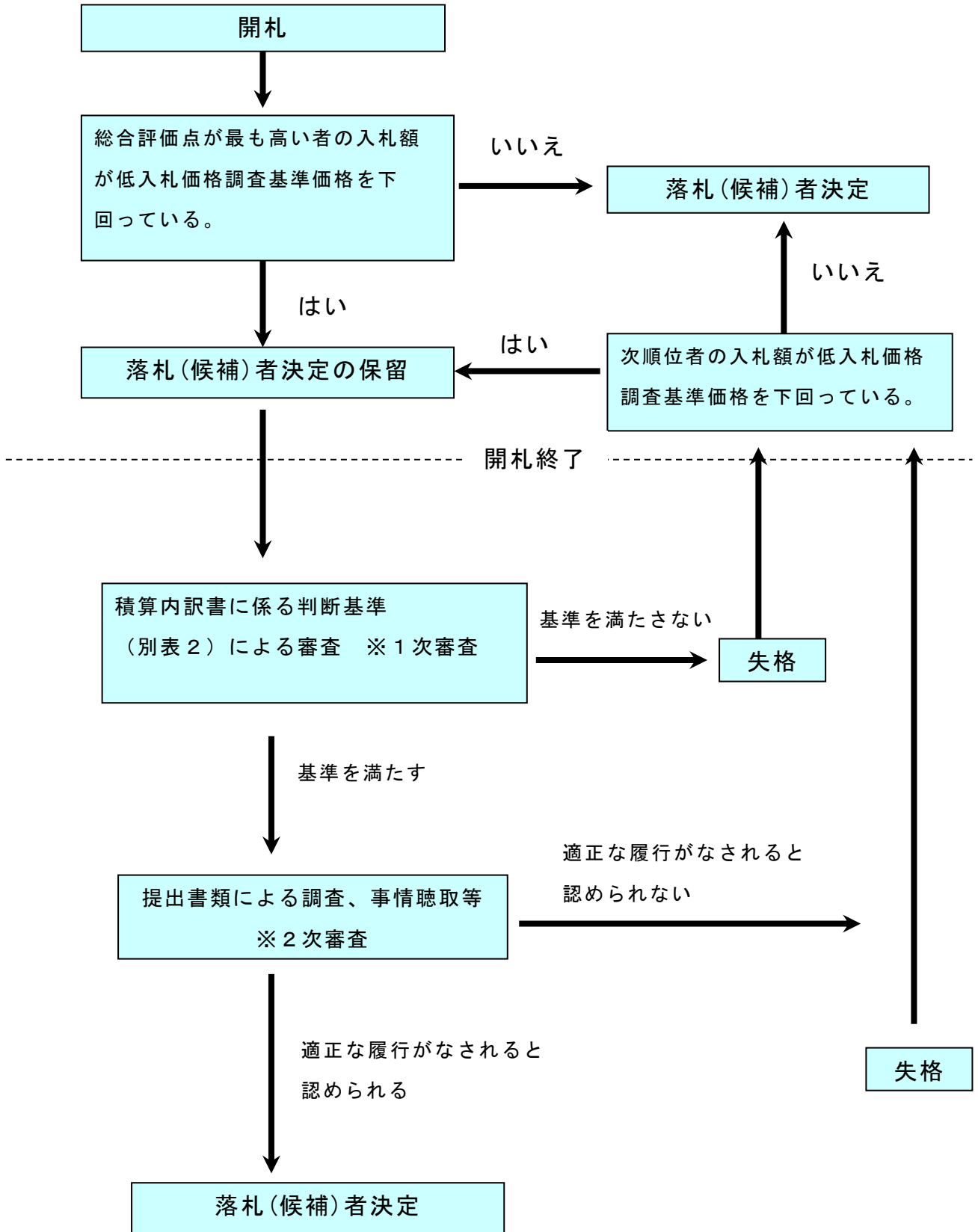
別表2 (積算内訳書の判断基準)

区分	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費
土木工事等	95%	85%	80%	45%
建築工事等	93.5%	85%	80%	45%

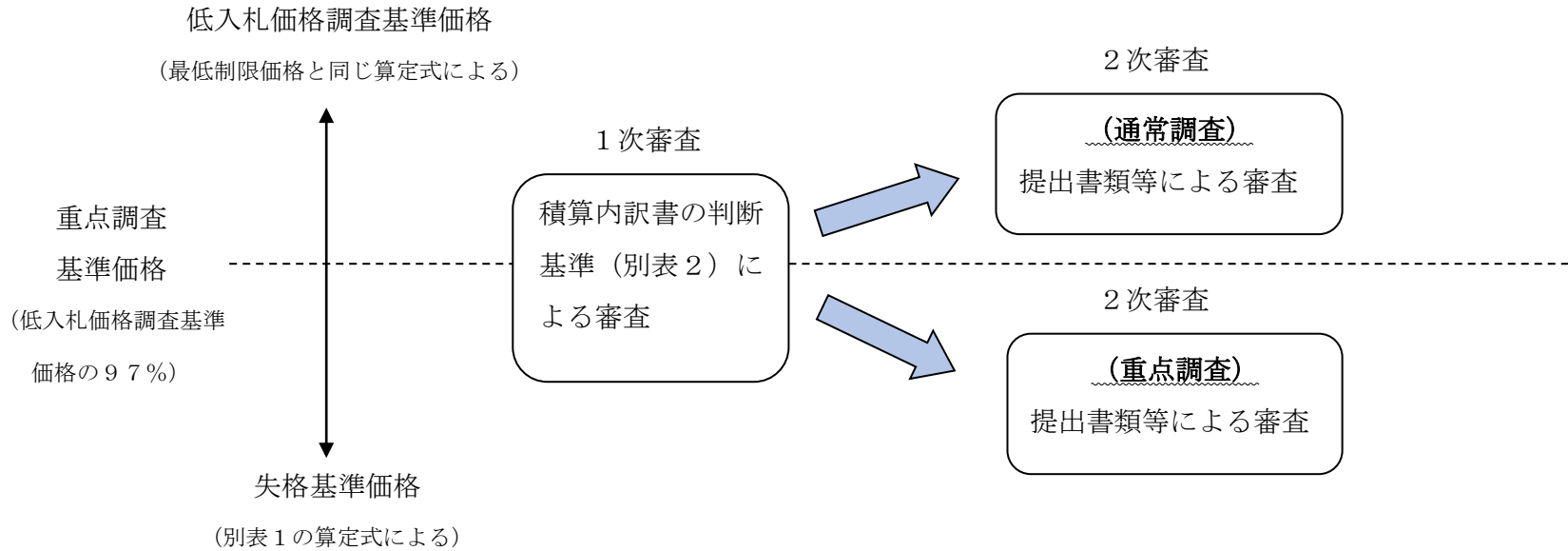
また、低入札価格調査対象者と契約する場合、以下の事項が適用されます。

- (1) 専任の担当技術者を1名追加配置すること
(専任の担当技術者は、公告に示す主任技術者等と同等以上の資格を有することとし、現場代理人との兼務は認められません。)
- (2) 契約保証金を契約金額の10分の3以上の額とすること
- (3) 前払金を契約金額の10分の2以内の額とすること

(低入札価格調査に関する概要 (フロー図))



1.1 低入札価格調査（通常調査と重点調査）について



※調査対象者の入札価格が、重点調査基準価格（低入札価格調査基準価格の97%（1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。））以上の場合には、通常調査を実施し、重点調査基準価格未満の場合には、通常調査より詳細かつ重点的な調査である重点調査を実施します。

1 2 公告（発注）から契約締結までの流れ

